

## ホールご利用の皆様へ（令和5年5月改定）

### 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から「5類感染症」に変更されました。

政府、三重県から一律の感染防止対策を求められることはなくなりましたが、三重県の対策にもありますように、位置づけ変更後も、以下に記載しました基本的な感染防止対策が効果的であることに変わりはありません。

その場の状況等に応じて自主的に必要性を判断し、主体的に感染の防止対策を行ってください。

#### ■館内でのマスクの着用は主催者および利用者の判断に委ねます

※利用者間のマスクトラブルへの対応は、催事主催者においてお願いいたします。

#### ■ホールの客席への入場者数を催事内容を問わず、定員数まで可能とします

※大声での歓声、声援等の有無に関わらず定員数まで可能です。

また、舞台前の客席を空席にしたり、空席を設けて距離を取るなどの感染対策は主催者の判断に委ねます。

※定員数は1,275席（うち車椅子席7席）です。

### 『感染防止対策の目的』

- ① 発熱者等の施設への入場防止
- ② 三つの『密』＝密閉（空間）・密集（場所）・密接（場面）の防止
- ③ 飛沫感染，接触感染の防止

## ご利用にあたっての推奨事項

公演関係者（スタッフ・出演者・来場者への周知）の方へ

※ 以下の対策は感染防止対策として有効ですので推奨します。

### ①発熱者等の会館への入場防止

- 発熱や咳等の風邪症状のある方は来場の自粛を依頼すること
- 検温・体調確認を行い、発熱や咳等の風邪症状がある方、当館の感染防止対策にご協力いただけない方のご入場を禁止すること

### ②飛沫感染対策（適切な距離の確保等）

- 大声での発声，歌唱や声援，または近接した距離での会話が想定されるようなイベントの開催については，より慎重に感染防止対策をすること
- 準備，リハーサル，撤収において，十分な時間設定を行い，密な空間の防止に努めること
- 客席，入退場口，トイレ等の共用部分の使用時，物品販売時に適切な距離を確保するよう誘導すること

### ③エアロゾル感染対策（換気）

- 楽屋等の窓を開け，適宜，換気を行うこと  
※各楽屋に換気装置が備え付けてありますので，スイッチをお入れください  
ホール，ロビーは事務所側で機械換気を行います
- 咳エチケット，食事中の会話時のマスク着用を推奨すること

### ④接触感染対策

- 手指消毒液を持参し，会場の入口等に設置すること，消毒液にアレルギーのある方については，洗面所での手洗いを推奨すること

### ⑤その他の感染対策

- 公演当日だけでなく移動（準備，稽古等を含む）の段階から体調管理，感染防止対策をすること

## お知らせ

### 新型コロナウイルス感染症を理由とした予約のキャンセル料について

新型コロナウイルス感染症を理由とした予約のキャンセルについては、これまで感染拡大防止の観点から、使用料は全額還付する特例措置を講じていました。

しかし新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から「5類感染症」に変更されたことから、同日をもって終了させていただきます。